

社会福祉法人知多市社会福祉協議会感染症及びまん延の防止のための指針

1 基本的な考え方

社会福祉法人知多市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、利用者及び職員の健康と安全を守るため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。

感染予防、再発防止対策及び感染事例発生時の適切な対応など、本会における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図るため本指針を定める。

2 感染対策委員会の設置

本会は、感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会の所掌事務、構成等は、社会福祉法人知多市社会福祉協議会感染対策委員会設置要領に定める。

3 日常の支援にかかる感染管理（平常時の対策）

(1) 利用者の健康管理

- ① 利用者の体調把握に努める
- ② 利用者の感染対策実施状況を把握し、対策を支援する

(2) 職員の健康管理

- ① 職員健康診断等を実施する
- ② 職員の体調把握に努める
- ③ 職員へ感染対策の方法等を教育、指導する
- ④ 感染した場合の方針を明確にし、対応について準備する

(3) 標準的な感染予防策

① 利用者の感染予防策

- ア 帰宅時、食事前、排泄後の手洗い状況を把握する
- イ 手指を清潔に保つための支援をする

② 職員の感染予防策

- ア 手指衛生の実施状況等、適切な方法を指導する
- イ 個人防護具の適切な使用方法等を指導する
- ウ 食事支援時の適切な対応方法を指導する
- エ 排泄支援時の適切な対応方法を指導する
- オ 上記以外の支援時の適切な対応方法を指導する

(4) 衛生管理（利用者及び職員）

① 環境整備

- ア 整理整頓、清掃を計画的に実施する
- イ 換気の状況（方法や時間）を把握する
- ウ 効果的な環境整備について指導する

② 食品衛生

- ア 食品の入手、保管状況を確認する
- イ 調理工程の衛生状況を確認する
- ウ 衛生的に調理できるよう指導する

③ 排泄物等の処理

- 排泄物等の適切な処理方法について指導する

4 発生時の対応

(1) 発生状況の把握

- ① 感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する
- ② 法人全体の感染者及び感染疑い者の発生状況を調査し、把握する

(2) 感染拡大の防止

- ① 職員は、感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する
- ② 感染状況を利用者へ説明し、感染対策（マスクの着用、手指衛生など）の協力を依頼する
- ③ 感染者及び感染疑い者と接触した職員の体調を確認する
- ④ 消毒を実施する
- ⑤ 職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す

(3) 医療機関や保健所、市との連携

- 必要に応じて感染者及び感染疑い者の状態を報告し、指示を確認する

(4) 関係者への連絡

- ① 法人内の情報共有体制を構築、整備する
- ② 利用者、家族、居宅介護支援事業所、相談支援事業所との情報共有体制を構築、整備する

5 職員に対する研修の実施

職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

- (1) 研修の開催は、年1回以上とし新規採用時には必ず実施する
- (2) 研修の内容については、出席者、資料、実施概要等を記録し保存する
- (3) 感染症が発生した場合に備えた訓練（シミュレーション）を年1回以上実施する

6 利用者等に対する指針の閲覧

本指針は、職員、利用者及び家族がいつでも閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

7 その他

委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し更新を行なう。

<附則>

本指針は、令和6年4月1日から適用する。